



厚生労働省
広島労働局発表
平成 30 年 7 月 30 日

担当

広島労働局労働基準部監督課
監督課長 高津祥実
特別監督官 大村 誠
電話 082-221-9242

外国人技能実習生産用事業場の平成 29 年監督指導結果

～ 労働基準関係法令違反が認められたのは 69.0% ～

広島労働局（局長 川口 達三）は、管内 8 労働基準監督署が、県内で外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成 29 年 1 月～12 月に監督指導（臨検調査等）した結果を取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通じて技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が、依然として存在しています。

なお、技能実習生の人数は 13,602 人で全国 2 位です（厚生労働省 平成 30 年 1 月 26 日付け『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（平成 29 年 10 月末現在）より）。国籍別では、ベトナムが最も多く 5,547 人、次いで中国 4,269 人、フィリピン 2,117 人の順となっています（広島労働局 平成 30 年 2 月 1 日付け『外国人雇用状況』の届出状況（平成 29 年 10 月末現在）より）。

【平成 29 年監督指導結果の概要】

- 1 監督対象 378 事業場の 69.0%（261 事業場）に、何らかの労働関係法令違反が確認されました。
全国平均 70.8%
- 2 主な違反の内容は、労働時間に関するもの、安全衛生基準に係る措置義務のほか、割増賃金の不払いや労働条件の明示（雇入時）などです。
- 3 業種別では、輸送用機械製造業は安全基準及び労働時間に係る違反、金属製品製造業は労働時間、安全基準及び衛生基準に係る違反、食料品製造業は労働時間に係る違反が多く確認されました。

広島労働局と各労働基準監督署では、監督指導や集団指導の実施等により、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応します。

1 外国人技能実習生産用事業場に対する監督指導結果（過去3年間）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
監督指導事業場数	376	403	378
違反事業場数	280	289	261
違反率（％）	74.5%	71.7%	69.0%
全国違反率（％）	71.4%	70.6%	70.8%

（注）違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

2 違反の内訳（平成 29 年）

（1）主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数（違反率）	
労働時間（労基法第 32 条・40 条）	104（27.5%）	
安全基準 ¹	87（23.0%）	
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	54（14.3%）	
健康診断（安衛法第 66 条）	49（13.0%）	
衛生基準 ²	46（12.2%）	
労働条件の明示（労基法第 15 条）	45（11.9%）	
就業規則（労基法第 89 条）	44（11.6%）	
賃金の支払（労基法第 24 条）	40（10.6%）	
賃金台帳（労基法第 108 条）	37（9.8%）	
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	26（6.9%）	
寄宿舍関係（労基法第 96 条）	安全基準	13（3.4%）
	衛生基準	1（0.3%）
最低賃金の支払（最低賃金法第 4 条）	6（1.6%）	

1 労働安全衛生法第 20～25 条のうち設備や作業方法による危険の防止

2 労働安全衛生法第 20～25 条のうち健康障害の防止

（2）主要業種別の違反状況

業種	違反事項（違反率）
輸送用機械製造業(102社)	安全基準(22.5%) 労働時間(21.6%) 労働条件の明示(7.8%) 衛生基準(7.8%)
金属製品製造業(49社)	労働時間(35.7%) 安全基準(32.1%) 衛生基準(30.4%)
食料品製造業(36社)	労働時間(26.2%) 就業規則(16.7%) 割増賃金(14.3%)

3 違反例

- (1) 賃金に関する控除協定なく、寮費や光熱費等を各月の賃金から控除し、賃金を全額支払っていなかったもの。(賃金の支払)
- (2) 社長が指名した労働者代表との 36 協定(無効)に基づき法定労働時間を超える時間外労働(最長 67 時間)を行わせたもの。(労働時間)
- (3) 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金が適用される技能実習生に対し、当該特定最低賃金(当時は 863 円)を下回る時間額 850 円を支払っていたもの。(最低賃金の支払)
- (4) 技能実習生が行うアーク溶接作業について、粉じん作業に該当するが、粉じん特別教育が行われていなかったもの。(安全衛生教育)
- (5) 技能実習生も使用する動力プレスについて、1 年以内ごとに 1 回、特定自主検査を実施していなかったもの。(安全基準)
- (6) 技能実習生も従事する塗装作業において、塗料に第 2 種有機溶剤及びエチルベンゼンが含まれているにもかかわらず、有機溶剤作業主任者及び特定化学物質作業主任者を選任せず、また作業環境測定を行っていなかったもの。(衛生基準)
- (7) 技能実習生を寄宿させている事業附属寄宿舎について、中廊下に面する居室の壁に換気設備がなかったもの。(寄宿舎関係 衛生基準)

4 監督指導事例

事例 1 (食料品製造業)

- 1 技能実習生 13 名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 技能実習生全員について160時間を超える時間外労働が認められ、最長の者は185.3時間の時間外・休日労働を行っていた。これは、36協定の特別延長時間（100時間）をはるかに超えるものであり、指導を実施した。
- 3 上記のとおり、月100時間をはるかに超える長時間の時間外・休日労働が認められたことから、長時間労働の短縮を指導した。

立入調査により把握した事実と労基署の指導

労働時間の記録の確認を行ったところ、技能実習生全員について、1箇月160時間を超える時間外労働が認められ、最長の者は185.4時間の時間外・休日労働を行っていた。これは、36協定の特別延長時間は100時間であり、判明した時間外労働はこれをはるかに超えるものであった。



労働基準監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告

36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導

時間外・休日労働の月80時間以内への削減（併せて45時間以内への削減も）について専用指導文書により指導

事例2 (金属製品製造業)

- 1 技能実習生5名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働時間の記録を確認したところ、技能実習生の時間外・休日労働時間は常態として限度時間を超えており、技能実習生に対して、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 Tig溶接に従事する技能実習生について防じんマスクのバンドが片方のみであるなどマスク着用が十分でないことから適正なマスク着用を指導した。

立入調査により把握した事実と労基署の指導

- 1 労働時間の記録を確認したところ、技能実習生において、限度時間を超える時間外労働が常態化しており、36協定の特別条項で定めた限度時間(月42時間)を超えることのできる回数(年6回)を上回っていたこと(最大で年12回)が判明した。

労働基準監督署の対応

労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告

36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導

時間外・休日労働の月45時間以内への削減について専用指導文書により指導



36協定の特別条項における「特別の事情」

特別条項付き協定を結べば、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」で定める限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし、特別条項を適用する際の「特別の事情」は臨時的なものに限られ、また、**限度時間を超えることのできる回数も全体として1年の半分を超えない**よう定めなければなりません。36協定の**特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数を超えた場合には、労働基準法違反**となります。

- 2 また、Tig溶接(アーク溶接の一種で粉じん作業に該当する)に従事する技能実習生について、防じんマスクのバンド(しめひも)が片方しかついておらず、防じんマスクが有効に機能していない状態であった。

労働基準監督署の対応

防じんマスクが有効に機能する状況下で粉じん作業に従事させるように是正勧告した(労働安全衛生法第22条、粉じん障害防止規則第27条第1項違反)

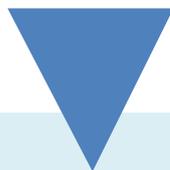
事例3
(衣類その他の
繊維製品製
造業)

- 1 寄宿舍設置届の提出を受け、技能実習生7名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 事業場から車で3分ほどの住宅地に隣接した技能実習生全員が寄宿するSR造2階建の事業附属寄宿舍に立入調査を行った。
- 3 事業附属寄宿舍の立入調査の結果、避難階段の未設置、適切な防蚊対策の未措置、寝室の入居者氏名の未掲示等の違反が認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

事業附属寄宿舍の立入調査を行ったところ、以下の事実が判明した。

- 1 2階に、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段（避難階段）を1箇所以上設けていなかった。
- 2 寝室について、網戸の設置等防蚊のため適切な措置を講じていなかった。
- 3 寝室に居住する者の氏名を入口に掲示していなかった。



労働基準監督署の対応

上記1について、労働基準法第96条（事業附属寄宿舍規程第11条第1項）違反で是正勧告した。

上記2について、労働基準法第96条（事業附属寄宿舍規程第19条第1項）違反で是正勧告した。

上記3について、労働基準法第96条（事業附属寄宿舍規程第23条）違反で是正勧告した。

5 送 検 事 例

事例：土木工事業を営むA社と現場代理人Bを労働安全衛生法違反の疑いで送検

事例 (土木工事業)

住宅造成工事現場において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルのバケットに取り付けられていたロープを外すため、付近で作業していた技能実習生の頭上に現場代理人Bが当該バケットを移動させた際、不意に操作レバーに触れたため、このバケットが降下し、被災者の頭部等に激突する災害が発生した。

- (1) Bは現場の安全管理を行う立場であったので、運転中のドラグ・ショベルに接触する範囲に労働者を立ち入らせてはならないのに、これを怠った。
- (2) 当該ドラグ・ショベルは、モードを切り替えることにより移動式クレーンとして使用することができる機能を備えており、クレーンモードにしてコンクリートブロックをつり上げて移動させる作業が行われていた。この作業は小型移動式クレーンとしての作業であるため、資格を有する者が行う必要があるが、当該運転作業を行っていたBは、必要な資格を有していなかった。
- (3) 上記(2)の作業の際、つり荷であるコンクリートブロックを小型移動式クレーンとして使用したドラグ・ショベルのバケットのフックにロープを使用して荷かける作業(玉掛け作業)が行われていた。この玉掛け作業は資格を有する者が行う必要があるが、Bは必要な資格がない当該技能実習生に当該玉掛け作業を行わせたものである。

【違反事実】

- (1) [労働安全衛生法第20条第1号、労働安全衛生規則第158条第1項違反]
ドラグ・ショベルとの接触防止措置を講じなかったもの。
- (2) [労働安全衛生法第61条第1号、労働安全衛生法施行令第20条第7号違反]
小型移動式クレーンの運転の業務を無資格で行ったもの。
- (3) [労働安全衛生法第61条第1号、労働安全衛生法施行令第20条第7号違反]
小型移動式クレーンの運転の業務を無資格で行ったもの。